

各ご意見への対応について

「はじめに」

項目	意見要旨	対応
	「はじめに」という項目をつくって、全体像を総論として巻頭に述べるとわかりやすい。	「はじめに」という項目を新たにつくり、「提言の目的」、「地域包括ケアシステム構築に当たっての基本的な考え方のポイント」、「提言と個別計画の関係」について整理した。(本文 P. 1～5)
	地域包括ケアシステムの取組は、小児や発達障害児等のケアにもつながる。	「第3章 4 対象者の状態別対応」でご意見と同趣旨のことを記載していたが、「はじめに」の中でも重ねて記載。(本文 P. 2)
	地域包括ケアシステムの構築には、地域コミュニティの復活やまちの再構築というところが大切である。	「提言のまとめ」でご意見と同趣旨のことを記載していたが、「はじめに」の中でも重ねて記載。(本文 P. 4)
	普段から子ども世代も、介護制度を知っていることや、介護離職をしないことが大事だということを記載した方がよい。	「はじめに」の中で、家族は高齢の親を支えることができるよう、そして介護のために離職をすることのないよう、あらかじめ介護保険制度等について理解しておくことが必要である旨を記載。(本文 P. 3)
	自助、互助、共助、公助についての説明を入れてほしい。	第4章で説明していたが、冒頭の「はじめに」へ移動させて記載。(本文 P. 4)
	「地域包括ケアシステムに関する個別計画」の図の「介護・予防」部分は、「介護」と「予防」に分けた方がよい。	個別計画を「介護」と「予防」に分けて記載。(本文 P. 5)

「第1章 地域包括ケアシステムとは」

項目	意見要旨	対応
2 地域包括ケアシステム構築の緊急性	看取りについて、本県の年間死亡者数の推計等の数値を明記した方がよい。	同項の中で、本県の死亡場所別割合や年間死亡者数等について記載を追加。(本文 P. 11)
3 高齢化等における本県の特徴	愛知県は全国的に見ても地域格差が大きい県である。地域ごとに、自分たちのところにある資源を活用して地域包括ケアシステムを住民自身が考えていくことが重要。	「3 高齢化等における本県の特徴」という項目を新たにつくり、市町村別高齢化率、高齢者人口の推計、要介護認定率、介護保険料基準額等の記載を追加。(本文 P. 15～16)

「第2章 本県の目指すべき姿」

項目	意見要旨	対応
1 現状の問題点と目指すべき姿	目指すべき姿のポイントに、介護者への支援体制の充実・強化を入れてほしい。	目指すべき姿のポイントに、介護者への支援体制を充実・強化の記載を追加。(本文 P. 18)
2 (3) 必要な人材の確保 ②介護・看護人材	県の教育委員会が、進路指導の中で介護職や看護職に就くことを勧めるべきである。	参入を促進するために、教育委員会を始め関係機関と連携し、小学生から大学生、保護者、元気な高齢者、子育てを終えた主婦などを対象とした進路・就業相談等を行っていくことが重要である旨の記載を追加。(本文 P. 26)

2 (4) 生活支援	生活支援については、介護保険外の民間サービスの育成が重要である。	「(4) 生活支援」という項目を新たにつくり、次世代ヘルスケア産業協議会における検討について記載を追加。(本文 P. 28)
	内閣府と経済産業省が「次世代ヘルスケア産業協議会」を立ち上げ、民間サービスの活用により介護保険外で自立して過ごせる高齢者が増えるような取組を推進しようとしているので、その点について記載した方がよい。	
	町内会レベルでの見守りや気遣いなどがつながることにより、専門家のサービスが必要なときに届く。	地域での見守り、気づき、声かけは極めて重要であり、市町村は地域コミュニティの再構築に努めるべきである旨の記載を追加(本文 P. 29)
	地域で支えられているという気持ちにならないと、安心は生まれないと思う。	
2 (5) 住まい・住まい方	老朽化した住まいの代替としての空家対策も有効な手段である。	空家利用の仕組みの検討について記載を追加。(本文 P. 30)
	サービス付き高齢者住宅で、利用者にとって詐欺まがいのサービス提供がみられるようである。地域の医師会などが問題点を指摘し、サービス内容を協議する場を設けるようにすべきである。	高齢者施設・集合住宅において、施設を管理している民間事業者等と保険医療機関が患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業者から集中的に患者の紹介を受けている等の事案が、厚生労働省の調査等により指摘されており、国においては、そういう行為を禁止することが検討されており、その動向を見守っていく必要がある旨の記載を追加。また、利用者にとって不適切なサービス提供が見られる場合は、地域の医師会などが問題点を指摘しサービス内容を協議する場を設けるなどの対応策を検討していくことも必要である旨の記載を追加。(本文 P. 31)
	国民年金受給者で、構造上住宅改修ができないような要介護者が増えてくると思うので、地域に密着した小規模のケアハウスや特別養護老人ホームの整備などの施策も模索し、記載してほしい。	地域に密着した小規模の施設、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど、介護が必要な低所得の高齢者が利用できる施設の確保の必要性について記載を追加。(本文 P. 32)
2 (6) 分野ごとの課題と方策 ⑤認知症対策	「介護うつや虐待につながらないよう、家族介護者の負担軽減を図ることが重要」という課題の方策として、医療・介護関係者は家族の会と連携し家族支援体制の強化を図る旨を追加してほしい。	方策として、医療・介護関係者が家族介護者の会と連携し、家族支援についての体制の強化に努める旨の記載を追加。(本文 P. 36)

「第3章 地域包括ケアシステム構築の進め方」

項目	意見要旨	対応
3 関係者の役割	介護者は、心身の健康に気を付けることが必要。	介護者は、自らの心身の健康に留意することが重要である旨の記載を追加。(本文 P. 41)
	日本再興戦略にあるように、健康情報の拠点として薬局・薬剤師を活用する必要がある。	薬局(薬剤師)に期待される役割として、健康情報の拠点となることについて記載を追加。(本文 P. 42)
	短期入所生活介護(ショートステイ)において、虐待対応や、家族の病気・冠婚葬祭・旅行・介護者のレスパイトケアのための緊急利用が可能な体制を整備することを追加してほしい。	短期入所生活介護(ショートステイ)では、虐待対応や、家族の病気・冠婚葬祭・介護者のレスパイトケアなどのための緊急受入れを行う旨の記載を追加。(本文 P. 43)
	特別養護老人ホーム・老人保健施設の期待される役割として、特別養護老人ホームと老人保健施設が地域の拠点となり、地域のコーディネーター役を施設の専門職員が担っていくことについて触れてほしい。	重度の要介護者の在宅生活を支援する拠点となり、在宅生活を継続するために必要な調整等を行うことについて記載を追加。(本文 P. 43)
4 対象者の状態別対応	認知症の人に対しては、認知症ケアパスや関係者の連携だけでなく、介護者への支援が欠かせないことを記載してほしい。	特に認知症の人への対応として、介護者への支援が必要である旨の記載を追加。(本文 P. 46)

「第4章 市町村における地域包括ケアシステム構築のモデル」

項目	意見要旨	対応
④認知症対応モデル	介護者への支援体制の充実強化を入れてほしい。	認知症対応モデルの絵の中に介護者への支援を追加（本文P.54）

「第6章 普及啓発」

項目	意見要旨	対応
—	本人と家族の支援について、地域住民の理解と啓発を進めることが重要。	本人・家族への支援について理解を深めることのできる啓発も重要である旨の記載を追加。（本文P.58）
	普段から子ども世代も、介護制度を知っていることや、介護離職をしないことが大事だということを記載した方がよい。	高齢の親や親族等を持つ世代に対して、介護離職をすることのないよう、あらかじめ介護保険制度等について情報収集しておくことの重要性について啓発する必要がある旨の記載を追加。（本文P.59）
	一般企業で働いている人たちが、介護が始まった時に就労と介護の両立ができる支援などを働きかけていくことも必要。	企業等に対し、被雇用者が介護離職等をしないよう、さまざまな支援をしていくことの重要性について啓発する必要がある旨の記載を追加。（本文P.59）

「まとめ」

項目	意見要旨	対応
—	モデル事業の取組について、市町村にどのように示していくのかを具体的に記載した方がよい。	モデル事業の実施状況及び明らかになった課題等について毎年度報告会を開催し、県民や他の市町村に示していくべきである旨の記載を追加。（本文P.63）
	モデル事業については、成果等を評価・分析することが必要。	第1章に記載した市町村別データの推移など幅広く分析し、評価を行っていくべきである旨の記載を追加。（本文P.63）
	認知症対応のモデル事業に、介護者のための支援講座実施を入れてほしい。介護者の知識が増えないと虐待や介護うつは減らない。	想定されるモデル事業（認知症対応部分）に、介護講座の開催の記載を追加。（本文P.65）

「参考 地域包括ケアに関する国の主な動き」

項目	意見要旨	対応
—	「社会保障制度改革国民会議」などの国の政策にも準じた提言であることを一言盛り込んだ方がよい。	「参考 地域包括ケアに関する国の主な動き」という項目を新たにつくり、地域包括ケア研究会、社会保障制度改革国民会議等について記載。（本文P.66～67）